

一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策支援法に基づく)

1. 計画期間

- 令和7年7月1日～令和12年6月30日まで

2. 課題

- A. 男性の育児休業の取得実績がない。
- B. 法定外労働時間数が42時間/月を超えている。
36協定の特別条項、1か月99.9時間まで、2-6か月平均が80時間未満、
年間6か月以内、年間720時間までには収まっている。

3. 目標

- A. 男性の育児休業の取得率を10%まで引き上げる。
- B. 1人当たりの法定外労働時間を38時間/月以内に抑える。
(上限42時間の10%減)

4. 取組内容

- A. 従業員HP等を活用し、育児休業や産後パパ育休について、
制度概要を社内全体に周知する。
- B. 各部署にて多能工化を進め、業務量の偏りを低減する。

5. 実施時期

- 令和7年7月1日～

以上